

地震による電気火災対策に
補助金をご利用ください

令和8年度 東大和市

感震ブレーカー



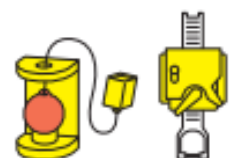
購入費等補助金

過去の大規模地震における火災の発生原因の約6割は電気に起因したものです。市では、地震発生時、電気に起因する出火を防止するため、感震ブレーカー購入費等補助金の交付を実施します。

感震ブレーカーとは？

「感震ブレーカー」は、地震の強い揺れを感知して、電気を自動的に遮断する機器です。大きな地震が発生したとき、外出中や緊急に避難する必要があるときなど、ブレーカーを落としたり、電気製品のコンセントを抜くことができなくても、**電気火災を防止する有効な手段**です。

補助対象となる機器

分電盤タイプ		コンセントタイプ (一括遮断型)	簡易タイプ
内蔵型	後付型		
			

ご注意

- ・分電盤タイプ(内蔵型)は、**感震機能部分のみ補助対象**です。
- ・設置工事費用は補助対象です。(分電盤本体設置工事に含まれる場合は按分計算)

補助対象となる方(1~3の要件をすべて満たす方)

1	東大和市民であり、住宅に感震ブレーカーを設置した世帯
2	住宅が賃貸である場合は、当該住宅の所有者又は管理者の承諾を得て設置した世帯
3	令和5、6年度に東京都から感震ブレーカーを配布されていない世帯 すでに東京都の出火防止対策推進事業により感震ブレーカーを設置していない世帯

ご注意

- ・申請は、1世帯1回限りです。
- ・事務所など住宅以外の場所に設置するものは補助対象外です。

申請期限

令和8年12月28日(月) 必着 ※予算額に達し次第終了

補助額

購入金額の4分の3（上限額あり）

【例】分電盤タイプ(内蔵型)の場合

(1)購入費用 分電盤全体 税込 90,000 円(うち感震機能部分のみ 税込 30,000 円)

(2)設置費用 分電盤全体 税込 72,000 円

→感震機能部分のみの設置費用として按分

$72,000 \text{ 円} \times (30,000 \text{ 円} / 90,000 \text{ 円}) = 24,000 \text{ 円}$

(3)補助額 (分電盤本体の感震機能部分のみ 30,000 円 + 設置費用 24,000 円) \times 3/4
= 40,500 円 → 補助(控除)額は、40,000 円(千円未満切り捨て)

ご注意

分電盤タイプ(内蔵型)の補助対象は、**感震機能部分のみ**です。

補助上限額

対象機器	設置工事	補助上限額	端数処理
分電盤タイプ	あり	60,000 円	1,000 円未満切り捨て
コンセントタイプ (一括遮断型)	なし ※	5,250 円	10 円未満切り捨て
簡易タイプ	なし		

※設置工事ありの場合は、申請前に防災安全課へご確認ください。

申請時に必要な書類等

- 1 補助金交付申請書兼請求書(窓口で申請する場合)
- 2 購入した感震ブレーカーの①種類、②個数、③単価が分かる領収書等
※分電盤タイプ(内蔵型)は、感震機能部分の単価がわかる領収書等を添付してください。
※レシート、領収書等に上記①～③が記載されていない場合には、上記①～③が記載された請求書、見積書等も合わせて添付してください。
※領収書等の支払いを証する書類は必ず必要です。**請求書や見積書のみではご申請いただけません。**
- 3 公共機関が発行した写真付き身分証明書等(マイナンバーカード、免許証等の写し)
- 4 設置箇所が確認できる書類(写真等)
- 5 口座情報を確認できる通帳、キャッシュカード等
- 6 その他市長が必要と認める書類

※ 電子申請の場合、上記 2～6 の画像添付が必要になります。

申請方法

以下1～2のいずれかの方法で申請できます。

- 1 電子申請(右記 QR コードからスマートフォン等で申請)
- 2 東大和市防災安全課(市役所3階)窓口にて申請



本件に関するお問合せ先

東大和市 市民生活部 防災安全課 災害・防犯係
電話:042-563-2111(代表) 内線:1352